

第8章 災害復旧対策計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える復旧事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、災害時における応急金融対策に関する計画は、次のとおりとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部、または一部を負担し、または補助して行われる。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 応急金融対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融については次のとおりとする。

(1) 生活対策

- ア 世帯更正資金貸付制度要綱による世帯更正資金
- イ 母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金
- ウ 災害救助法による生業資金

(2) 住宅対策

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅建設補修資金、一般住宅災害特別貸付金、住宅改良資金

(3) 農林漁業維持資金対策

- ア 株式会社日本政策金融公庫法による土地改良資金及び自作農維持資金
- イ 開拓営農進行臨時措置法による開拓資金
- ウ 天災融資法による融資

(4) 中小企業経営維持資金対策

中小企業振興資金による災害資金